

出納長の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 5 号

出納長の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(岩手県官報報告規則の一部改正)

第 1 条 岩手県官報報告規則(昭和32年岩手県規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第3条、第4条関係)					別表(第3条、第4条関係)				
官報報告を要 する事項	官報報告 の範囲	原稿の 様式	原稿送付 期限	主管課	官報報告を要 する事項	官報報告 の範囲	原稿の 様式	原稿送付 期限	主管課
[略]					[略]				
5 人事異動 (1) 副知事及び <u>出納長</u> (2)~(9) [略]	[略]				5 人事異動 (1) 副知事及び <u>会計管理者</u> (2)~(9) [略]	[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(公舎の管理及び使用に関する規則の一部改正)

第 2 条 公舎の管理及び使用に関する規則(昭和33年岩手県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(公舎の種類及び管理)	(公舎の種類及び管理)		
第 2 条 知事は、公舎を次に掲げる種類に区分し、公舎格付台帳(様式第 1 号)に記載するものとする。 (1) 特別公舎 知事、副知事、 <u>出納長</u> 、常勤の監査委員、 <u>教育長の居住の用に供する公舎</u> (2)~(4) [略]	第 2 条 知事は、公舎を次に掲げる種類に区分し、公舎格付台帳(様式第 1 号)に記載するものとする。 (1) 特別公舎 知事、副知事、常勤の監査委員 <u>及び教育長の居住の用に供する公舎</u> (2)~(4) [略]		
2 [略]	2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(県立学校授業料等条例施行規則の一部改正)

第 3 条 県立学校授業料等条例施行規則(昭和38年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第 9 号及び様式第10号中「出納監」を「広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹」に、「出納長等用」を「会計管理者等用」に改める。

(用品調達基金条例施行規則の一部改正)

第 4 条 用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>出納長等</u> <u>出納長</u>又はその委任を受けた広域振興局総務部及び地方振興局企画総務部の出納員をいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(振替の整理)</p> <p>第12条 <u>出納局長等</u>は、第10条の規定により当該用品を交付したときは、別に定める様式による物品購入振替整理票を<u>出納長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>出納長</u>は、前項の規定により物品購入振替整理票の送付を受けたときは、振替の整理をしなければならない。</p> <p>第14条 <u>出納長等</u>は、次に掲げる帳簿を備えて常時基金に属する現金及び動産の出納状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>会計管理者等</u> <u>会計管理者</u>又はその委任を受けた広域振興局総務部及び地方振興局企画総務部の出納員をいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(振替の整理)</p> <p>第12条 <u>出納局長等</u>は、第10条の規定により当該用品を交付したときは、別に定める様式による物品購入振替整理票を<u>会計管理者</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>会計管理者</u>は、前項の規定により物品購入振替整理票の送付を受けたときは、振替の整理をしなければならない。</p> <p>第14条 <u>会計管理者等</u>は、次に掲げる帳簿を備えて常時基金に属する現金及び動産の出納状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公有財産規則の一部改正)

第5条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>出納長</u>に対する通知)</p> <p>第33条 総務部長は、<u>出納長</u>に財産の記録管理のために必要な調書その他の資料を送付しなければならない。</p>	<p>(<u>会計管理者</u>に対する通知)</p> <p>第33条 総務部長は、<u>会計管理者</u>に財産の記録管理のために必要な調書その他の資料を送付しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第6条 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>出納長</u>に対する通知)</p> <p>第20条 総務部長は、<u>出納長</u>に財産の記録管理に必要な調書その他の資料を送付するものとする。</p>	<p>(<u>会計管理者</u>に対する通知)</p> <p>第20条 総務部長は、<u>会計管理者</u>に財産の記録管理に必要な調書その他の資料を送付するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部改正)

第7条 賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和39年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支出負担行為の確認又は支払 <u>副出納長</u>、<u>出納員</u>又は<u>出納員補佐</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支出負担行為の確認又は支払 <u>出納員</u>又は<u>出納員補佐</u></p>

3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則の一部改正)

第8条 県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則(昭和39年岩手県規則第95号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
( <u>出納長</u> に対する通知) 第9条 部長は、 <u>出納長</u> に財産の記録管理のため必要な調書その他の資料を送付しなければならない。	( <u>会計管理者</u> に対する通知) 第9条 部長は、 <u>会計管理者</u> に財産の記録管理のため必要な調書その他の資料を送付しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県恩給給与細則の一部改正)

第9条 岩手県恩給給与細則(昭和40年岩手県規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 年金である恩給の支給は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) [略] (2) 受給権者は、前号の規定にかかわらず、 <u>出納長</u> から送付された送金通知票( <u>出納長</u> から送金案内票の送付があった場合にあつては、送金案内票により指定された金融機関から送付された送金小切手。以下「送金通知票等」という。)に記載された金融機関において、当該送金通知票等を提出することにより、支給を受けることができる。 (3) [略]	第5条 年金である恩給の支給は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) [略] (2) 受給権者は、前号の規定にかかわらず、 <u>会計管理者</u> から送付された送金通知票( <u>会計管理者</u> から送金案内票の送付があった場合にあつては、送金案内票により指定された金融機関から送付された送金小切手。以下「送金通知票等」という。)に記載された金融機関において、当該送金通知票等を提出することにより、支給を受けることができる。 (3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(学校施設設備基金条例施行規則の一部改正)

第10条 学校施設設備基金条例施行規則(昭和41年岩手県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
( <u>出納長</u> に対する通知) 第8条 教育長は、 <u>出納長</u> に財産の記録管理のため必要な調書その他の資料を送付しなければならない。	( <u>会計管理者</u> に対する通知) 第8条 教育長は、 <u>会計管理者</u> に財産の記録管理のため必要な調書その他の資料を送付しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第11条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和41年岩手県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第43号のA中「岩手県出納長等用」を「岩手県会計管理者等用」に改める。

様式第43号のイ及び様式第45号のイ中「出納長等用」を「会計管理者等用」に改める。

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第12条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県税収入報告書) 第3条 条例第16条ただし書に規定する出納員(以下「出納員」という。)は、毎月、県税収入報告書(様式第1号)を作成	(県税収入報告書) 第3条 条例第16条ただし書に規定する出納員(以下「出納員」という。)は、毎月、県税収入報告書(様式第1号)を作成

<p>し、当月分を翌月10日までに総務部長を経由して<u>出納長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により県税収入報告書を作成した出納員は、会計規則第163条の規定により岩手県指定金融機関から送付を受けた歳入金月計対照表を翌月10日までに総務部長を経由して<u>出納長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(県税収入決算報告書)</p> <p>第4条 出納員は、毎年度、県税収入決算報告書(様式第2号)を作成し、翌年度の6月20日までに総務部長を経由して<u>出納長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>し、当月分を翌月10日までに総務部長を経由して<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により県税収入報告書を作成した出納員は、会計規則第163条の規定により岩手県指定金融機関から送付を受けた歳入金月計対照表を翌月10日までに総務部長を経由して<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>(県税収入決算報告書)</p> <p>第4条 出納員は、毎年度、県税収入決算報告書(様式第2号)を作成し、翌年度の6月20日までに総務部長を経由して<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(物品管理規則の一部改正)

第13条 物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>出納長</u>に対する通知)</p> <p>第19条 総務部長は、<u>出納長</u>に財産の記録管理のために必要な調査その他の資料を送付しなければならない。</p>	<p>(<u>会計管理者</u>に対する通知)</p> <p>第19条 総務部長は、<u>会計管理者</u>に財産の記録管理のために必要な調査その他の資料を送付しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(看護師養成所授業料等条例施行規則の一部改正)

第14条 看護師養成所授業料等条例施行規則(昭和44年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「出納監」を「広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹」に、「出納長等用」を「会計管理者等用」に改める。

(土地開発基金管理規則の一部改正)

第15条 土地開発基金管理規則(昭和44年岩手県規則第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付帳簿)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>出納長</u>は、土地開発基金出納簿(様式第15号)を備えておいて、常に基金に属する現金の出納状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(備付帳簿)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>会計管理者</u>は、土地開発基金出納簿(様式第15号)を備えておいて、常に基金に属する現金の出納状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第16条 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証紙の交付等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域振興局総務部等の出納員は、前項の規定により、証紙</p>	<p>(証紙の交付等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域振興局総務部等の出納員は、前項の規定により、証紙</p>

の引渡しを受けたときは、直ちに、出納長に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

様式第11号（第17条関係）

（その1）

[略]
-----

[略]

（その2）

[略]
[略]
<u>岩手県出納長</u> 様

[略]

の引渡しを受けたときは、直ちに、会計管理者に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

様式第11号（第17条関係）

（その1）

[略]
-----

[略]

（その2）

[略]
[略]
<u>岩手県会計管理者</u> 様

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（県営住宅等条例施行規則の一部改正）

第17条 県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第36号中「出納長等用」を「会計管理者等用」に改める。

（県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部改正）

第18条 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第31号中「出納長等用」を「会計管理者等用」に改める。

（岩手県知事部局行政組織規則の一部改正）

第19条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庁議) 第4条 [略] 2 庁議は、知事、副知事、 <u>出納長及び企画理事</u> 並びに次条に定める部局等の長をもって構成する。	(庁議) 第4条 [略] 2 庁議は、知事、副知事、 <u>企画理事及び会計管理者</u> 並びに次条に定める部局等の長をもって構成する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年2月13日から施行する。

（岩手県官報報告規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の岩手県官報報告規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の人事異動に係る官報報告について適用し、施行日前の人事異動に係る官報報告については、なお従前の例による。

（県立学校授業料等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正後の県立学校授業料等条例施行規則に定める様式は、施行日以後に提出し、又は通知する請求書又は通知票について適用し、施行日前に提出し、又は通知した請求書又は通知票については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正前の県立学校授業料等条例施行規則に規定する様式第9号及び様式第10号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則の施行前に第11条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている領収済通知票等の書類及び納入義務者に送付されている納入通知票等の書類は、同条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成され、及び送付された書類とみなす。

6 第11条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(看護師養成所授業料等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

7 第14条の規定による改正後の看護師養成所授業料等条例施行規則に定める様式は、施行日以後に提出する通知票について適用し、施行日前に提出した通知票については、なお従前の例による。

8 第14条の規定による改正前の看護師養成所授業料等条例施行規則に規定する様式第10号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9 第16条の規定による改正前の岩手県収入証紙条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(県営住宅等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 第17条の規定による改正後の県営住宅等条例施行規則様式第17号及び様式第36号は、施行日以後に発行する領収済通知票について適用し、施行日前に発行された領収済通知票については、なお従前の例による。

11 第17条の規定による改正前の県営住宅等条例施行規則に規定する様式第17号及び様式第36号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

12 第18条の規定による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則様式第17号及び様式第31号は、施行日以後に発行する領収済通知票について適用し、施行日前に発行された領収済通知票については、なお従前の例による。

13 第18条の規定による改正前の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に規定する様式第17号及び様式第31号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。